

# 定 款

一般財団法人 日本国際政治学会

施行 2012年10月22日  
改定 2019年4月1日

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人日本国際政治学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国際政治、国際政治史、地域研究その他の国際的諸問題などに関する学際的研究の推進、発表及び普及を図り、国際政治分野における学術研究交流の促進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際政治、国際政治史、地域研究その他の国際的諸問題などに関する学術の研究及び調査の推進
- (2) 機関誌など学術雑誌、書籍などの発行ならびにニューズレター、ホームページなどを通じた広報活動
- (3) 研究大会、研究会及び講演会などの開催
- (4) 本会と目的を同じくする内外諸団体との交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の目的である事業を行うために不可欠な、評議員会で基本財産と決議した財産は、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本会に評議員11名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。この選任については、評議員会の決議により別に定める評議員候補者選出規程に従い実施された選挙の結果を参考とすることができる。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、互選により定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人名2名以上が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長1名、常任理事2名以内を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって、会員中より選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を、常任理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない

いとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指定した順序により常任理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第2項及び第3項に規定する理事会の議長は、その理事会において、互選により定める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。



(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会 員

(会員)

第33条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 維持会員 本会の目的及び事業に賛同する法人又は団体

(2) 通常会員 本会の目的及び事業に賛同する個人のうち

イ 一般会員 下記ロ乃至ニに該当しない者

ロ 学生会員 下記ハ及びニに該当しない者で、大学院1年次以上に在籍する者

ハ シニア会員 当該年度の4月1日現在において70歳以上の者

ニ 家族会員 学会誌等の送付先住所を一とし、ともに本会に加入する者

(会員に関する規則)

第34条 会員の入会、退会及び会費その他に関する規則は、理事会において別にこれを定める。

## 第9章 会員総会

(構成)

第35条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(報告事項)

第36条 会員総会では、次の事項を会員に報告するものとする。

(1) 本会の業務執行状況

(2) 理事長が特に必要と認めたこと

(開催)

第37条 会員総会は、毎年1回開催し、その時期は原則として11月とするが、必要がある場合にはこの限りではない。

(招集)

第38条 会員総会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が総会を招集する。

3 副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が指定した順序により常任理事が総会を招集する。

(議長)

第39条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項に規定する総会の議長は、その総会において、互選により定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第41条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 4 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 1 2 章 事務局

(事務局)

第 4 5 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、常任理事のうちから、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 3 章 委員会

(委員会)

第 4 6 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 4 章 雑 則

(委任)

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別にこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事及び監事は、別紙役員名簿に掲げる者とする。
- 4 本会の最初の代表理事（理事長）は酒井啓子、業務執行理事（副理事長）は中面寛、業務執行理事（常任理事）は大島(岡本)美穂とする。
- 5 本会の最初の評議員は、別紙評議員名簿に掲げる者とする。
- 6 本会の設立の際、特例財団法人日本国際政治学会が有した会員、事務局、委員会及び各種規則は、それぞれ、この定款により、本会に引き継がれたものとみなす。

別紙「役員名簿」

理事	酒井啓子
理事	中面寛
理事	大島(岡本)美穂
理事	遠藤乾
理事	遠藤貢
理事	我部政明
理事	栗栖(柴山)薫子
理事	大津留智恵子
理事	大矢根聡
理事	佐々木卓也
理事	石田淳
理事	川島真
理事	細谷雄一
監事	飯田敬輔
監事	渡邊啓貴

別紙「評議員名簿」

評議員	赤	木	完	爾	
評議員	五	百	籬	頭	眞
評議員	猪	口	孝		
評議員	遠	藤	誠	治	
評議員	大	芝	亮		
評議員	木	畑	洋	一	
評議員	久	保	文	明	
評議員	國	分	良	成	
評議員	古	城(久	具)	佳	子
評議員	坂	元	一	哉	
評議員	下	斗	米	伸	夫
評議員	添	谷	芳	秀	
評議員	高	原	明	生	
評議員	竹	中(藤	原)	千	春
評議員	田	所	昌	幸	
評議員	田	中	明	彦	
評議員	藤	原	帰	一	